

参考：行政サービスの利用者等の定義

当方針で規定する「行政サービスの利用者等」の定義については、東京都のカスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）に基づき、次のとおりとします。

1 「府中市から行政サービスの提供を受ける者」の考え方

「府中市から行政サービスの提供を受ける者」とは、職員から行政サービスの提供を受ける者であり、今後、行政サービスの提供を受けることが予期される者も含まれます。

2 「府中市の業務に密接に関係する者」の考え方

「府中市の業務に密接に関係する者」とは、行政サービスの提供を受ける者ではないが、①職員の遂行する業務の目的に相当な関係を有する者、又は②本来は関わりが想定されていないものの、職員の円滑な業務の遂行に当たって対応が必要な者を意味します。